

○永田委員長 はい。それでは、日程1、陳情審査に入ります。継続審査となっている陳情について、①送付2-14、消費税総額表示義務の特例の無期限延期を求める、②送付2-15から17、19、参考送付、消費税総額表示義務の特例期間延長等を求める陳情、こちらは、同件名、同趣旨で、計30件提出されています。続いて、③送付2-18、総額表示義務の特例の無期限延長を求める国への意見書をあげてください。これらを一括して審査したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。それでは、本陳情につきまして、前回の委員会以降の状況について、執行機関から新たな情報提供があれば、よろしくお願いいたします。

○柳税務課長 前回の委員会後、その後の動向でございますけれども、令和3年度の税制改正大綱が12月10日に決定されております。消費税の総額表示につきましては、この大綱の中の令和3年度税制改正の基本的考え方として言及しております。その内容でございますけれども、総額表示について、円滑に再実施することができるよう、相談対応や周知、広報等を適切に行うというものでございます。

本件に係る情報提供は以上でございます。

○永田委員長 はい。それでは、委員の皆様からの質疑を受けます。

○西岡委員 ご説明いただき、ありがとうございました。

前回に引き続きですけれども、進展があったということで、やはり税制改正大綱で特措法の要は、延長がもうないと。令和3年3月末までで特措法が失効することということが、ある意味もう明記されてしまっているわけです。4月以降は、法律上は事業者には総額表示義務がもちろん生じるとは思うんですけれども、納税額、全体の納税額に対しては影響する話ではないですし、運用面においても、恐らく税務署からかなり厳密な取締りをするというわけではないと思うんですね。法律の趣旨を踏まえても、現実的な対応をしていくという意味では、やはり大変だったとは思いますが、やはり1年半いろんな調整をしてきた中で、やはり国もそういうふうに判断をしたのかなというふうに感じています。

幾つかもちろん問題点はあるとは思いますが、古書店についても、シール等を順次変えていってもらうようなやり方しかないのかなと。また、かごとかですね、かご入りの場合も、ポップで対応することも考えられると思います。また問題も、出版社さんで出版段階で印字されたものにシールを貼るなど、出版元が行うのか書店が行うのかというような駆け引きの問題もあると思います。シール貼りのために、例えば書店にある在庫を全て出版元に戻すということも現実的ではないというふうに、国のほうでもどうも理解してくれているようですので、新しい出版、新しいものから順次対応してもらえればいいのではないかなというようなコメントもあるようです。

もちろん4月1日までに特措法はもう失効してしまうことになりましたので、出版業界で、ある程度、国もですね、1年以上前から話し合っているということなので、このような結果にはなりましたが、やはり決まったことは決まったことで、予定ではありませんけれども、今後、本区としてどのように、その古書店街、出版業界を抱えるこの本区として、どのようなサポート体制ができるのか。この間の委員会でも、よくお話を聞いていただいて、労力的なものなのか金銭的なものなのか、そういうものをよく聞いて判断していきたいというお話でしたけれども、その辺の本区独自のサポート体制については、

今どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○末廣商工観光課長 今、西岡委員のほうからご指摘を受けましたけども、政府が、対象となる事業者に対して、先ほど大綱のほうのお話もありましたけども、相談体制などの拡充なども行うということでしたので、そういった中でどのように対応していくかというのを、まず把握に努めてまいりたいなと考えております。

また、総額表示による出版業者さんだとか影響を受ける事業者さんに対する、どのように、当事者としてどういうふうに対応するのが一番よいのかということに関しましても、調査などもさせていただいて、その上で商工観光課としてこういった形で支援していくかということは、改めて検討をさせていただきたいと考えております。

一方、まだ商工観光課とさせていただきましては、そういった影響ある事業者様から直接お声を頂くような機会が今のところないので、そういった声も集めさせていただきながら、引き続き検討させていただきたいと思っております。

○西岡委員 ご説明いただきありがとうございます。少し不安な点と少し安心した点があって、やはり前回同様サポートはしっかりしていくと。ただ、その話をする機会、お話を伺う機会が得られていないということで、そこはしっかりと対応させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○末廣商工観光課長 はい。しっかりとお声を聞いて、対応させていただきたいと思ひます。

○永田委員長 はい。

ほかに確認、質疑がございましたら、どうぞ。

○牛尾副委員長 今回、与党の税制大綱で基本的な考え方が示されたわけですがけれども、これは今回だけの問題じゃなく、消費税が、これ、税率が変わるたびに同じような負担が生まれてくるという点では、できれば延長という、そういった判断も考えていただきたかったんですけども、しかし決まってしまうということで。

しかし、4月に総額表示に全て変えていくということは、書店員にとってはほとんど困難という状況だと思います。経団連もそういった状況の下、一定期間において経過措置を取る設定をするというようなことを申し入れておりますし、商工会議所は、これはもう多様な価格表示を認めるべきだというようなことも言っております。

そういう点では国に対して柔軟な考え方というのをしっかり持っていただきたいというふうに思うんですけども、千代田区の場合は、出版社、書店、大きな影響がありますけれども、先ほど状況ですね、どうなのか影響を聞くと。集めるという声がありましたけれども、待ちの姿勢ではなくて、区のほうからぜひ積極的に、どういう影響があるのか聞く体制というかな、こちらから声を集めていくという姿勢で、書店にとっては大きな問題なので、声を集めて対応させていただきたいと思ひますけれども、どのように考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけますか。

○末廣商工観光課長 以前の委員会するときにも報告させていただいたんですけども、来年度、商工基本計画を改正するに当たって、今年度、事前の調査を行っております。そういった中で、こちらの消費税の総額表示の件だけではないんですけども、この区内の事業者が抱える外部的な環境だとか、そういった課題なども調査をしておる中で、こういったことも含めながら調査をしていきたいと考えております。

○牛尾副委員長 ぜひしっかり声を聞いて対応していただきたいと思いますが、仮にこの出版社の側がなかなか財政的な負担が大変だといった場合、どのような対応が可能ですか。

○末廣商工観光課長 まず、実態を再度確認させていただいて、どのように対応するかというのは、それを踏まえた上で検討させていただければと思いますので、今この場でこういったものがあるということは控えさせていただきたいと思います。

○永田委員長 ほかに。

○たかざわ委員 前回、この廃止に当たって、例外という言葉があったかと思うんですが、例外について情報がございましたら、お示しいただけますか。

○柳税務課長 大綱上そういった例外ということは特に言及はされていないんですけども、ちょっと気になっておりますのは、円滑に再実施することができるよう、先ほどもご説明した、相談対応や周知、広報等を適切に行うというようなことが言及されておりまして、具体的にどういうことなのかということについては、今後ちょっと注視する必要があるかというふうに認識してございます。

○たかざわ委員 この方向性が決まったということですけども、この例外という規定が設けられるのか、設けられないのか。それは情報を取っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○柳税務課長 今後、税制改正大綱が決定された後、年明け、様々な省庁で、そういったことのこの大綱を受けた説明ですとか資料が作成されていきます。または必要な法改正の準備が着手されていきます。そういった中で、この内容について例外とかそういったことがあるのかどうなのか、こちらのほうでちょっと注視してまいりたいというふうに考えております。

○永田委員長 はい。よろしいですか。

一旦休憩します。

午前10時43分休憩

午前10時53分再開

○永田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

消費税総額表示義務の特例期間延長を求める陳情、計32件につきましては、国の方針が、一律次年度より消費税総額表示で行うという方針が確認されたということで、当委員会といたしましては、出版業界の皆様の負担増、影響を考えまして、区に対して、実態をしっかりと調査、把握して、区として独自の支援を求めていくと同時に、我々も常に新しい情報を収集し、委員会の中で状況を確認していきたいと思いますが、その内容を陳情者にお返しすることで、当陳情審査を終了とさせていただきたいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、この審査内容につきまして、以上のとおり議長に報告いたします。

以上で当陳情審査を終了いたします。